

第2回 八尾市総合計画審議会 第1部会 議事録

日 時：令和元年12月17日（火）18時30分～20時30分

場 所：八尾市役所 6階大会議室

出席者：田中委員（部会長）、農野委員（副部会長）、相川委員、貴島委員、水野委員、
谷岡委員、中浜委員、菱家委員、岡橋委員、中田委員、植島委員、轉馬委員

欠席者：なし

1. 開会

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより「八尾市総合計画審議会第2回第1部会」を開催させていただきます。

2. 議事

それでは、これからの議事進行につきましては、部会長にお願いします。田中部会長、よろしくお願いします。

（1）審議補足資料について

田中部会長

事前に委員各位へ送付いただきました2種類の追加資料について、審議の材料として使用するため、また円滑な審議と委員各位の理解を深めるためとの説明がされておりました。この点について、改めて事務局より説明願います。

事務局

（ご意見シート（一覧）、資料2のレイアウト変更資料説明）

田中部会長

確認しておきたい点などがありますでしょうか。

（意見なし）

（2）八尾市第6次総合計画（行政素案）基本計画について

田中部会長

本日は施策21から26まで進め、その後、施策1から18まで審議を行います。1つの施

策につき5～10分で進めたいと思います。前回はお一人ずつご意見を伺いましたが、本日は、事前に資料に目を通していただいていますので、ご意見のある方に挙手していただく形で進めたいと思います。

前回事務局から説明がありましたように、基本計画についての審議は、「V. 2. 共創と共生の地域づくりの実践」は第3回の部会で議論いたしますので、本日は前回に引き続き、各施策の内容から意見交換をしてみたいと思います。その後、ひと通り審議対象施策の議論が終わりましたら、施策の体系について、つまり施策の内容から関連する目標が紐づけられていますが、その関係を見直す点がないかについて議論を進め、基本計画全体としての議論を取りまとめたいと思います。

改めての説明になりますが、めざす暮らしの姿、つまり、施策の推進により実現される姿、いわば8年後の市と市民の状態がこれでよいか、また現状と課題の視点がこれでよいか、その上で、めざす暮らしの姿と現状と課題を比較したとき、そのギャップを埋める基本方針となっているか、その他気づいたことについてご意見いただければと思います。

その際は、先ほどご説明がありました補足資料も参考にさせていただければと思います。

それでは施策21について、いかがでしょうか。

<施策 No. 21 地域医療体制の充実>

貴島委員

「24 時間 365 日の小児初期救急を提供しています」とありますが、中河内医療圏の市立病院、診療所の時間をすべて合わせても、毎日15分から2時間の空白時間があり、その時間は、救急車が遠方まで搬送しています。8年後には、これをぜひ解消していただきたいと思います。

中浜委員

市民から、「市立病院は患者に寄り添って、患者の気持ちになって説明していただいている」という声を聞いています。私は、暮らしの相談を行っています、その中でもそのような話が出ています。一方、子育てを推奨している八尾市ですが、妊産婦の受け入れは難しいです。特に里帰り出産をする方は、最初から入院の手続きをしなければならないと聞きます。この点も検討の1つに加えていただければと思います。

田中部会長

事務局に確認ですが、妊産婦の受け入れについては、第6次総合計画でわれわれの部会の担当以外で、どこかの施策に入っていますか。昨年度の振り返りで議論した記憶はあるのですが。

事務局

第5次総合計画に「医療サービスの充実」という施策があり、そこに入っています。

田中部会長

第6次総合計画には、どこにも含まれていないのですか。ないのであれば、第5次総合計画と同様、入れていただくようお願いします。施策21で入れるのがよければ、ただ今のご意見を参考にして入れてください。貴島委員のご意見である、病院の24時間365日の空白時間についても、解消を目指していただきたいと思います。

農野委員

現在進めようとしている地域包括ケアシステムについては、「地域医療体制の充実」の中にどこまで入っていますか。

事務局

地域包括ケアシステムについては、施策24の「高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現」に入っています。

<施策No.23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり>

菱家委員

以前に比べて支援が必要な人が増えていることを記載して、「基本方針」で「地域福祉の新たな担い手を育成します」、「自立した生活を送り続けられるよう支援します」と打ち出していますが、支援や育成を行う主体が誰なのかが分かりません。どのような想定なのかが気になります。

第5次総合計画では、われわれ社会福祉協議会と共に地域福祉を進めることを明確に打ち出していただいていたのですが、今回、社会福祉協議会の存在がなくなっていることを残念に思います。今後の8年間で公だけで行うのは大変だと思いますので、社会福祉協議会や、その傘下である地区福祉委員会、市が進めている校区まちづくり協議会など、民間を活用して地域福祉を進めることを明確に打ち出していただきたいと思います。

田中部会長

前回もありましたが、主語を明確にしていきたいと思いますということです。

相川委員

この部会の担当ではないのですが、施策27と施策23では、つながり・支え合うということで、ソーシャル・インクルージョン的な考え方が必要だと思いますが、ここでは情報提供を行うことや「支え手と受け手という関係を越えて支え合っています」など分かりにくい表現になっています。重要なのは、包括的に、差別なく皆で支え合う社会づくりだと

思うため、施策 27 と施策 23 のすみ分けをきちんとしたほうがよいです。

「地域福祉の新たな担い手を育成します」とは、誰を想定しているか疑問に思いました。想定しているものがあれば、具体的に記載したほうがよいです。事務局の考えをお聞きしたいです。

日本語の使い方が相応しくありません。「めざす暮らしの姿」の、「個人の尊厳が尊重され」と「多様性を認め」が、主語と述語の関係が崩れています。「避難行動要支援にもつなげていく」は、「避難行動の支援にもつなげていく」が正しいです。文言の整理をお願いします。

情報提供を行うだけでよいのか疑問です。支援が必要な方については、付き添い支援が必要な方もおられるので、ソーシャル・インクルージョン的な考えや、「誰も取り残さない」という観点で、もっと進めた記載が必要です。

田中部会長

4 点のご意見がありました。

1 点目の、ソーシャル・インクルージョン的な考え方、3 点目の表記の修正、4 点目の情報提供だけで十分かという点については、検討をお願いします。2 点目の「地域福祉の新たな担い手」について、想定されている方がおられれば、事務局の考えをお願いします。

事務局（地域福祉政策課）

地域で様々な人が見守りなどの活動を行っておられますが同じ人が担っていたり、民生委員や地区福祉委員会においても同じ人が活動していることが課題になっています。そのようなことから、今後はできるだけ様々な人に地域に入っていて、地域を支えていただきたいと思いますのですが、具体的には想定できていません。担い手を拡大していくという趣旨で記載しておりますので、もう少し分かりやすくなるよう、表現を修正します。

田中部会長

菱家委員のご意見のように、社会福祉協議会や地区福祉委員会などの内部の民間資源の力や、外部資源を組み入れていくことになると思います。あるいは内部資源の新たな掘り起しも必要だと思います。この点について、イメージが膨らみやすくなるよう工夫をお願いします。

谷岡委員

高齢化が進む中で、住民同士が助け合って、高齢になっても地域で住み続けられることを目指すために、昨年から一部の地域でモデルケースとして、有償ボランティアを行っていると聞いているため、そのことも入れてはどうかと思います。

農野委員

今後、様々な自治体が総合的な政策を打ち出す中で、地域福祉の仕組みとして、地域住民と協働して対応していくことは、大きなテーマだと思います。八尾市は、従来から校区まちづくり協議会をバックアップしておられ、社会福祉協議会にもコミュニティソーシャルワーカーがおられますが、今後は、様々な窓口を使いながら、地域福祉の仕組みを作り上げることが必要です。八尾市には、ぜひそのバックアップをしていただきたいと思います。校区まちづくり協議会のバックアップを先駆的にされているように、「安心」は非常に大事です。ここには地区福祉委員会しか出てきていませんが、総八尾、ワン八尾、オール八尾で取り組むだけの価値ある政策だと思うため、様々な資源が動いていく状況を盛り込んでいただきたいと思います。

田中部会長

コミュニティソーシャルワーカーや校区まちづくり協議会などの具体的な名称も出てきたため、参考にしながら検討をお願いします。

<施策 No. 24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現>

中浜委員

高齢者が働きやすい場所を作るべきだと思います。働きたくても働けない人がいると思います。有償ボランティアではなく、働く場所を提供していただきたいですし、そのような社会的なシステムが必要です。高齢者に、「働く喜びは素晴らしい」ということを身をもって感じていただきたいと思います。

貴島委員

私どもも様々な施設を運営しておりますが、80 歳を超えた介護士も雇用しています。新しく募集すると 70 代後半の人が何人も来られるため、健康で元気な人は採用するようにしております。今後は、社会を支える高齢者が増えていくと思います。高齢で元気な人は、どんどん活躍していただくのがよいと思います。

菱家委員

八尾市では、中学校区に 1 つずつ地域包括支援センターができ、大変きめ細かなサービスを行っておられます。様々な場面に出て、地域情報を入手する努力もされていると感じています。他にも、地区福祉委員会が各地域で高齢者の居場所づくりなどを展開されていますが、そのような民間の動きが、施策 24 に出てきていないと感じます。市が行うことを中心に記載していると思いますが、今後は民間の動きについても記載していただきたいと思います。

田中部会長

主語が行政のことが多いですが、民間の動きについてもしっかりとらえていただきたいというご意見です。

＜施策 No. 25 障がいのある人への支援の充実＞

相川委員

ご意見シートの 7 ページの No. 35 に記載がありますが、障害者差別解消法の合理的配慮の明記については私も同感です。理解だけでなく、実際の差別解消に向けた実践が必要なので、その旨を書き込むことが必要だと思います。

田中部会長

7 ページの No. 35 の合理的配慮についてですが、No. 36 にも合理的配慮が出てきます。しっかり書き込みをしてほしいというご意見です。

中浜委員

障害者差別解消法は浸透していないように思います。「共に」ということで、計画段階からかわるというニュアンスも必要です。できるだけ多くの人ができるように、ユニバーサルデザインということ取り入れながら、暮らしの中で、障がいのある方を支援していければと思っています。そのようなことも記載していただきたいです。

菱家委員

「現状と課題」で、「親亡き後の支援体制の整備が課題」、「権利擁護の推進が課題」と書かれていますが、「基本方針」の中でそれにあたる部分は、「障がいのある人への理解促進を推進します」しか見当たりません。今後、障がいのある方が、地域で生活していくためには、権利擁護のシステムをしっかりと構築することが必要です。この点にももう少し踏み込んでいただきたいです。

＜施策 No. 26 生活困窮者への支援＞

相川委員

外国人市民への支援は、多文化共生のほうに入っているのですか。日本人だけを対象にしたような書きぶりに見えます。

事務局

施策 29 の「多文化共生の推進」に入れています。「基本方針」で、「外国人市民が安心して八尾で学び、働き、暮らすことができる環境づくりや外国人市民の人権が尊重される社会づくりを進めます」と記載し、「めざす暮らしの姿」で、「さまざまな外国人市民が相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています」と記載しています。

相川委員

生活困窮のターゲットとして、外国人市民の方が多いと思います。日本人に比べて安い賃金水準で技能実習生が働かなければならなかったり、留学生の話などもあります。今の書きぶりでは甘いように思います。施策 29 では国際交流などの内容が中心になっているので、生活困窮者の中に外国人も入れたほうがよいと思います。

田中部会長

施策 26 の「関連する SDG s 目標」として「3」を挙げていますが、「3」は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」が目標です。私も、「すべての人々」の中には当然ながら外国人も含まれると理解していますが、今の書きぶりでは、日本人だけを思い浮かべます。多文化共生とは違う観点で、検討をお願いします。

菱家委員

生活困窮は、経済的な要因だけでなく複合的な要因が関係しているため、それら一つ一つをほぐしていかなければ、課題解決には至らない事例が非常に多いです。ここでは、基本方針に「関係機関との連携」とさらりと記載されていますが、生活困窮のすべての部分に対してアプローチを行うことを記載していただきたいと思います

中浜委員

現状と課題に「家庭環境に左右されずに、子どもたちがいきいきと育ち」とありますが、「家庭環境に左右されず」というより、「学校、家庭、地域、行政が連携して」としたほうがよいと思います。また、「現状と課題」には、子どもの貧困問題についても入れたほうがよいです。相談体制は、様々な苦しさを聞く窓口ですので、密にしていきたいと思います。

田中部会長

子どもの貧困については、他の施策に出てきますか。

事務局（こども政策課）

子どもの貧困については、施策 1 の「切れ目のない子育て支援の推進」の中で、「子どもの貧困」という文言は使っていませんが、「めざす暮らしの姿」で、「家庭環境に関わらず、すべての子どもの子どもとしての権利が守られ、心身ともに健やかに育つ環境が整っています」と記載しています。

田中部会長

第5次総合計画の総括を行った際にも、子どもの貧困のことが出ていました。「子どもの貧困」というキーワードを出すかどうかですが、中浜委員のご意見は、しっかり定義して打ち出したほうがよいのではというご意見です。

谷岡委員

現状と課題において、「生活保護の開始件数はほぼ横ばいで推移しています」とさらりと記載されていますが、生活保護開始時に、銀行などの厳しい検査を行っていることは知っていますが、長期に渡る受給者に対して、途中で預金が入るなどの変化があるかどうか調査を行っているかどうかを知りたいです。何年も前のことですが、亡くなった後に1,000万円の預金があったことが分かったという事例を聞いています。現在、調査はどのようにされているのかを教えてください。

事務局（生活福祉課）

生活保護については、開始時に、第29条調査として金融機関、生命保険機関などの各関係機関に調査を行います。生活保護受給中については、毎年課税調査を行い、必要に応じて随時金融機関への調査も行っています。

<施策 No. 1 切れ目のない子育て支援の推進>

貴島委員

八尾市内で分娩を扱うところは、市立病院と2つの診療所の合計3か所しかありません。市立病院で年間700～800件、全体で2,500件ありますが、そのうち約6割しか八尾市内で分娩できません。分娩できる産科が新たに増えることは考えにくいいため、これを解消するためには、現在、市立病院には7人の医師がいますが、その人数を増やすしかないと思います。

田中部会長

市立病院で、産婦人科の医師数を増やしてほしいということで、「めざす暮らしの姿」の最初の項目に対応する方針についてのご意見です。

貴島委員

妊娠についてですが、妊婦健診は、母子健康手帳と同時交付する受診券で受診することができますが、最初に妊娠しているかどうかを調べるのは自費です。異常妊娠の場合は保険診療になりますが、お金がない若い人は困ります。未受診妊婦が増えていることが問題になっているため、妊娠しているかどうかを調べるところから、切れ目のない支援をお願いしたいです。

田中部会長

金銭面で受診を躊躇する人が多いという実態があることから、最初の妊娠の判断から支援が必要ということです。

菱家委員

「ポピュレーション・アプローチ」や「ハイリスク・アプローチ」などの専門用語が使われているため、市民に分かりやすい言葉に置き換えていただきたいです。

児童虐待防止については、一見すると、要保護児童対策地域協議会が児童虐待防止の中心的な実施機関のように読めてしまいます。正しくは、「要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携により」ということで、あくまでも実施主体は市にあり、要保護児童対策地域協議会の機関を通じて連携しながら行うということだと思います。誤解のないように表現の工夫をお願いします。

田中部会長

横文字に関しては私も同感です。置き換えられるものは、分かりやすく工夫していただきたいということです。

児童虐待防止についてですが、関係機関の中に警察も含まれていますか。

事務局（子育て支援課）

委員ご指摘の通り、警察も関係機関に含まれています。

田中部会長

昨今の虐待事案で死に至る痛ましい事件がある中、警察の積極的な介入についてメディアにも謳われているため、「関係機関」という表現から一步踏み込んで、「警察」という言葉を出して、主語を明確にしてもよいと思います。

事務局（子育て支援課）

もちろん警察も関係機関の1つですが、他にも児童相談所など関係機関が多数あるため、どこまで明記するかを事務局で調整します。

田中部会長

菱家委員のご意見も踏まえて、検討をお願いします。

水野委員

「基本方針」の3番目に「児童状況の把握」とありますが、生徒もあると思います。関係機関として学校園をどう含めるかが難しいですが、厚生労働省によると、相談経路で学

校からの通告があるため、その辺りも入れていただけるとありがたいです。

相川委員

どこで発言すればよいか迷ったのですが、ご意見シートの2～3ページに書かれているご指摘についても、議論したほうがよいと思います。切れ目のない子育て支援のご指摘は、児童、生徒、若者の、それぞれの時期に応じて行ったほうがよいというご指摘だと思います。実際に、「切れ目のない」を、どこにゴールを置いているかが分かりにくいです。「切れ目のない」の中に、児童虐待防止も入っています。先ほど妊産婦についてのご意見も出たので、時間軸で整理したほうがよいです。施策の新旧対照表において、第5次総合計画のどの部分をどの施策に入れたかを示していますが、施策1から4をどのように分けたかを整理して、切れ目のない施策を考え、タイトルも考え直したほうがよいと思います。

田中部会長

「切れ目のない」という概念定義をどう考えるかという、本質的なご意見です。ご意見シートでは提案理由も述べられているため、その辺りも参照しながら、検討をお願いします。

中浜委員

ひとり親政策についても、子育て施策の中で述べてもよいと思います。先ほどもご意見が出ていましたが、関係機関として、警察との連携をここで明確に打ち出したほうがよいと思います。市民が見て意味が分からない書きぶりはいかかなものかと思うため、ポピュレーション・アプローチや8050問題などには、注釈を入れたり、用語集をつけるなどで、誰が読んでも分かりやすいものにしていただきたいです。

どの施策でも、「課題です」と表現されていますが、足りていないことが問題のように読み取れます。大阪府や消費者庁の資料を見ると、文末の表現は「課題です」というまとめ方ではなく、「努めます」、「目指します」、「進めます」などの表現でおさめています。できれば「課題」という表現はなくしていただきたいと思います。

田中部会長

ひとり親政策について、事務局から説明をお願いします。

事務局（子育て支援課）

ひとり親家庭への支援についてですが、先ほど、生活困窮ということも出ました。また、女性のひとり親だけでなく、男性のひとり親という家庭環境もあります。個別の課題にクローズアップするのがよいかどうかという話ですが、それぞれを列挙するのではなく、「家庭環境に関わらず」、「各家庭の状況に応じた」などのすべてを包含する表現を使っており

ます。

農野委員

ひとり親家庭への支援についてですが、八尾市には母子生活支援施設があります。大阪府の社会的養育ビジョンについての会議でも、今後の母子生活支援施設のあり方として、「地域にいるひとり親家庭への支援を多機能化して進めていく」という方向性が出されています。ここでは、行政の支援を中心に記載していますが、ひとり親家庭への支援に関しては、福祉施設も今後の資源になります。その辺りを含めた表現になればよいと思います。

施策 25 の「障がいのある人への支援の充実」の、「めざす暮らしの姿」の「保健、医療等」は、「保健、医療、福祉との連携により」のほうがよいと思います。八尾市には障がい児施設、障がい者施設が多いため、そのような資源も含めて連携を図りながら進めることも必要です。また、先ほど地域のまちづくり、仕組みづくりのことを施策 25 において意見いたしました。施策 30 にすべて盛り込まれている点を見落としていました。

田中部会長

保健、医療、福祉で、施策 25 に福祉を入れるということで、施策 1 等でも、福祉施設は資源になるという意味合いにしたほうがよいということです。

谷岡委員

「基本方針」の 3 つ目の「いじめを防止するため、心の教育、自他の人権尊重の教育を行うとともに、重篤化を未然に防ぐことができるよう、専門家とも連携した体制づくり」とありますが、この中に、「気軽に相談できる環境を作るべき」ということを入れていただきたいです。いじめを受けている子どもは、先生や親、友達に相談しても聞いてもらえないという思いをもっているかもしれません。「気軽に」という文言を入れていただければと思います。

最近、SNS でも子どもに危険が及ぶ恐れがあります。これについても入れていただきたいと思います。

田中部会長

ただ今のご意見は、施策 3 についてです。

< 施策 No. 2 就学前教育・保育の充実 >

中浜委員

「めざす暮らしの姿」で、「障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう環境ができています」は、疑問に思う表現です。障がいの有無に関わらず、皆が個性としてとらえることが大切なので、「障がいのある子どもたちとともに生き、ともに育ちあう社会づくり」

という表現に書き換えていただきたいと思います。どのような表現がよいか分かりませんが、今の表現の仕方は、いかがなものかと思います。

田中部会長

「障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう」という表現は違和感があるというご意見です。

水野委員

「基本方針」の「④障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう環境づくりを進めるため、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育を提供します」は、非常に力強くよいですが、達成は非常に難しいことなので、努力目標にしたほうがよいです。現実を考えると、この表現が気になりました。

菱家委員

障がい児教育・保育について課題提起していますが、「基本方針」では、「一人ひとりに応じた就学前教育・保育を提供します」の一言で終わっています。障がい児教育・保育について、具体的にどのように支援体制の充実を進めるかが、分かりません。八尾市は、障がいのある子どもに対して手厚い保育士の加配制度を設けていますが、新たな保育士の確保ができず、加配をつけられない状況にあるところもあります。そのような中で、「一人ひとりに応じた就学前教育・保育を提供します」だけで、障がい児教育・保育が本当に進むのか、疑問に思います。

貴島委員

八尾市に、八尾しょうとく園という障がい児の就学前の保育施設があります。私は10年ほど前に、そこで園医を務めており、月1回診察を行っていました。言語聴覚士（ST）もおり、定期的に言語の訓練を行っており、それによってかなり改善して一般の学校に入る子どももいました。一般の幼稚園、保育園では、なかなか障がい児の受け入れは難しいと思うため、そのような特別な施設を増やすのがよいと思います。小学校ではかなり受け入れています。障がいのある子どもは、支援学校のほうが望ましいです。

田中部会長

特別に対応する施設や、言語聴覚士、看護師などの専門家の活用が必要ということです。施設の新たな整備は大変ですが、専門職の登用の提案ということです。

<施策 No. 3 子どもの学びと育ちの充実>

水野委員

学校教育の教員定数は、国で決まっています。教員の採用は大阪府で行っており、八尾市は中核市として育成を行うものと理解しています。どこまで応援していただけるか分かりませんが、全体として具体的に書いていただきたいという思いがあります。

個別で言うと、先ほど谷岡委員が言われた「基本方針」の3つ目の「いじめを防止するため」の「心の教育」という表現がよく分かりません。できれば「予防教育」にしたいです。現在、「予防教育」は世界的に行われていて、就学前からの体系的なノウハウがあります。できれば「専門家」についても、ソーシャルワーカーなのか、誰なのかを明確にしたいです。

谷岡委員が言われた「相談しやすさ」については、日本でも相談しやすい体制に関する様々なノウハウが蓄積されてきているため、そのようなところを積極的に活用しながら行うのがよいと思います。

SNSでのいじめについては、学校外で、夜中にも起こっていることなので、どのように対応するかなどを具体的に書いていただきたいと思います。

田中部会長

先ほどの谷岡委員のご意見を反映していただき、さらに、「心の教育」は「予防教育」、専門家とは誰か、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどを具体的に明記したほうがよいということです。相談のしやすい体制についてはノウハウがかなり蓄積されているため考慮してはどうかということ、SNS事案への対応が重要になってくるというご意見でした。

相川委員

市の総合計画となると、このような書きぶりになるのだと思いますが、公立学校に限定して記載されており、私立学校や特別支援学校に通う子どものことが抜け落ちているように見えます。施策2の「就学前教育・保育の充実」では、「公立私立に関わらず」と書かれています。実際に地域で、校区まちづくり協議会などは、公立私立に関係なく活動しているため、「基本方針」の「⑥」の「すべての子どもが安全に安心して過ごせる教育環境」を「地域環境」という表現にすれば、私立のことも含まれます。今は、公立学校のことだけが書かれていて、私立に通う子どもへの支援が抜け落ちているように思えます。「めざす暮らしの姿」に「すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています」とあるので、その点を考慮した文言にしたほうがよいと思います。

貴島委員

「基本方針」の「①」で、「小中一貫教育を全ての中学校区」とありますが、私も15年前から高安小学校、高安中学校で校医を務めていたのですが、それが施設一体型の学校となり、最近、完全に義務教育学校になりました。1年生から9年生まであり、生徒同士で教え合ったり、中学生が小学生に教えたりしています。教室も、広い廊下をはさんで両サ

イドにオープンな職員室があり、そこで教師が交流しています。かなり雰囲気が良いと思って見ており、このようなものを八尾市全体に広げていくのが望ましいと思います。

田中部会長

ご意見として、参考にさせていただきたい。

水野委員

「基本方針」の「⑤」で、「地域や保護者のニーズを反映した」という表現が気になります。地域のニーズを反映するのはもちろんなのですが、ここは、「子どものニーズ」だと思います。子どものニーズがあるから、保護者が学校にニーズを感じるので、「学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域に開かれた学校づくりを進めます」でよいと思います。

中浜委員

「めざす暮らしの姿」の「自尊感情」という言葉は分かりにくいです。これは、ほめて育てて様々な発想をもたせることが、子どもが自信を持続しやすいということだと思うため、「自尊感情」というより「自信をもたせる」という優しい表現にしたほうがよいです。八尾市教育振興計画も見ましたが、「共に学び共に生きる」という教育の基本も、「めざす暮らしの姿」に含めてもよいと思います。「現状と課題」の、いじめや不登校の問題ですが、教師の人的環境も大切だと思います。教師の資質や力量の向上も、子どもには影響が大きいため、教師に関することも記載していただきたいと思います。

「基本方針」の「③」に「重篤化」とありますが、何をもって「重篤化」とするのか分かりにくいと思います。このような言葉は総合計画では使うべきではないと思います。

田中部会長

「自尊感情」を「自信をもたせる」という表現に置き換えてはということです。教師の人的環境というのは、神戸市須磨区の教師のいじめ問題のことを念頭に置いたご意見だと思いますが、教師の人的環境、職場環境についても盛り込めないかというご意見です。

水野委員

手前味噌で申し訳ありませんが、日本の教師は、世界的にもかなり働いていて、今も半分くらいが過労死レベルの残業時間で働いています。先ほど、教員の定数は国が決められていると言いましたが、教員の働き方を改善する方策を八尾市が考えることができれば、子どもの問題解決につながると思います。明確には言えないかもしれませんが、その部分についても表現していただければ、ありがたいです。

菱家委員

「基本方針」の「④」の、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ったりする取り組み」は、「図る」でよいと思います。

田中部会長

「図る取り組み」に修正をお願いします。

<施策 No. 4 子ども・若者の健全育成と支援の推進>

谷岡委員

「現状と課題」の「こども会活動や放課後子ども教室などの地域活動の活性化及び子ども若者の健全育成活動を支える青少年指導員をはじめとする」についてですが、青少年指導員も活動されていますが、今は、女性会でも施設見学や手作り教室など子どもたちへの指導をされています。われわれも、以前は民生委員と言っていましたが、今は民生委員・児童委員となり、約 25 年前から、小学校区に 1 人主任児童委員を置いて、子どもたちのために活動を行っています。青少年指導員を記載するなら、女性会や民生委員・児童委員も併記していただきたいと思います。

菱家委員

「めざす暮らしの姿」と「基本方針」がほとんど同じ文言になっています。「基本方針」では、具体的に何をサポートするかという表現が必要だと思います。

相川委員

施策 1 でも申し上げましたが、ご意見シートにもありますが、「若者」がどのくらいの年代層なのかによって書きぶりが変わってくると思います。例えば、こども会は、子どもだけのイメージですが、若者も含まれるなら、若者の居場所づくりも考えられます。施策 25 において新たな担い手を想定しているかどうかを質問したのは、実は、「担い手として若者を想定している」という回答を期待していたからです。今は、「健全育成」の中でも、引きこもりや貧困など困難を抱えている人への支援策だけで展開していますが、地域活動を通じて、育っていくことも考えられます。他の施策と膨らみをもたせて、居場所づくりや地域活動への参加を通じて、福祉、防災活動の担い手に育っていくなどがあれば、膨らみが出てくると思います。

田中部会長

地域づくりとの包摂、つながりを考えようというご意見です。

水野委員

「現状と課題」の「ひきこもりやニート等、様々な困難」という表現に違和感がありま

す。これを読んでも、ひきこもりやニートの人は相談に来ないと思います。「多様なニーズを有する子ども」に変えていただきたいと思います。

田中部会長

「困難」は「ニーズ」に置き換えてはというご意見です。

<施策 No. 11 消費者保護と自立支援の推進>

中浜委員

「現状と課題」の「市民が消費者としての経験・知識、判断力を備えることが課題」とは、「市民の勉強不足」と言っているのと同じです。また、「消費生活相談員等の相談対応力を高めていくことが課題」も、消費生活相談員等が学ぶ必要があると言っているようなものです。これでは、市民も消費生活相談員等も不十分という暗い印象を受けます。「消費者の経験・知識不足」の部分は、「経験・知識が十分でない消費者につけこむ様々な悪質商法が発生しています」にするほうがよいです。「高度化・複雑化」と言うより、「複雑化・多様化」のほうがよいです。インターネットやSNS等は、技術が日進月歩で進んでいるため、「複雑化・多様化」のほうがよいです。「常に最新の情報を収集することが課題です」とありますが、そのようなことを研修したり啓発したりすることも含めてまとめていただきたいと思います。

「基本方針」の「①」に、「消費者教育・啓発活動」とありますが、「子どもの頃から消費者教育、または家庭における消費者教育」という表現を入れていただきたいと思います。

田中部会長

他にも通じることですが、書きぶりについては、ポジティブに書くかネガティブに書くかによって印象が違いますし、「課題」という文言が続くと重い印象になります。その辺りの工夫が必要というご意見です

相川委員

私も、ここは随分矮小化して書いている印象を受けました。8年後を想定すると、今までのような消費者保護行政ではなく、もっと前向きだと思います。今でも、エシカル消費や地産地消の推奨など、消費行動を通じた地球環境や後世社会への貢献が、キーワードになっています。消費者保護を、生活者教育と読み替えると、ライフスキルや自分なりのライフスタイルをデザインする力なども入ってきます。そのように生活者教育として広がっていくと、今は目標が「2」しかありませんが、「4、5」なども入ってきます。8年後を見据えて、消費者保護というより、生活者教育の要素もつけ加えたほうがよいと思います。

田中部会長

生活者教育として前向きな形の書きぶりにしたほうがよいというご意見です。参考にしてください。生活者教育という観点で考えると、学校教育や家庭教育を含むことは、第5次総合計画の振り返りの際にも話が出ました。その辺りが分かるような書きぶりにしていただくよう、お願いします。

水野委員

「家庭教育、学校教育」という文言を入れるなら、順番は、「家庭教育」を最初にするよう、お願いします。

中浜委員

生活者教育ではなく、「消費者教育と自立支援の推進」として書いていただきたいと思います。「大阪府消費者保護審議会」と、「保護」とついているのは、大阪府のみです。東京都は、「消費生活対策審議会」と、「保護」がついていません。今後は、消費者も賢い消費者になればならず、学習していただきたいという思いがあることから、「保護」ではなく、「自立した消費者」を目指しています。「保護」ではなく、「消費者教育と自立支援の推進」にさせていただくよう、お願いします。先ほどエシカル消費の話も出ましたが、関連して食品ロスの問題も入れていただきたいと思います。

<施策 No. 17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上>

谷岡委員

「基本方針」の「①」に、「災害時要配慮者支援の実効性を高めるために、本人や家族、地域住民等の防災意識向上に向けた啓発や、発災時には地域・各種団体等の関係機関と連携して速やかに支援を行う体制を築きます」とありますが、これだけでは不十分です。ここに、「支援者や避難手段を決める個別計画の必要性」ということが必要です。具体的には、行政が指導して、支援体制を作らなければならないと感じました。

相川委員

以前の計画に比べると、災害を特別なものとして扱う傾向になってしまったことを残念に思います。以前の計画は、緊急事態は別の施策でしたので、安心を高める防災力の強化ということで、地域と共に歩む減災がテーマでした。防災を特別なことにせず、まちづくりとして、防災や減災、防犯を考えるのが第5次総合計画でした。今回、緊急事態対応力を一緒にしたため、訓練など、市職員が行うことになってしまい、以前の、「防災」と言わない防災のまちづくりや、共助の役割の表記が薄れてしまったように思います。可能であれば、以前のように戻していただきたいです。または、防災、防犯は、市民が参画できる書きぶりにしていただきたいです。訓練だけでなく、啓発や防災教育なども大事ですが、そのようなものが、今回まったく抜けてしまっています。防災、防犯は、まちづくりとし

て一般化するような書きぶりのほうがよいです。

ご意見シートにもあるのですが、避難行動要支援計画を全国で策定するようになっていますが、大体どこでも支援者が足りません。避難行動マイプランでも、3人ずつ支援者をつけることを国が推奨していますが、できている自治体を知りません。地震の際の避難行動と、土砂災害や風水害の際の避難行動は、分類しなければ混乱します。地震の際の避難行動は、起こった後の行動なので、自主防災組織や校区まちづくり協議会の防災、防犯を充実させて、名簿にとらわれずに、ローラーで取り残されている人がいないかを確認することが重要です。一刻も早く逃げなければならない土砂災害や、2階以上にいても助からないような災害の場合は、一人一人の個別避難支援計画を作らなければなりません。すべての地域のすべての要援護者に計画を作るのは難しいため、その辺りのことを注意して、精査することが必要です。

田中部会長

前回の計画と対照して、ご意見をいただきました。安全安心のまちづくりとして一般化したような書きぶりになっていることを見直して、以前のものに戻すと言われましたが、工夫をお願いします。災害の種類に応じて対応は変わるので、あまりまとめるような書き方はよくないということです。

中浜委員

「めざす暮らしの姿」で、「大阪府警・地域・事業所・学校等」となっていますが、ここに、「ボランティア」も入れていただきたいです。女性の防災ボランティアが、女性にしか分からない心遣いで参画してくださっており、評価が高いと聞いています。「防災」の中には、女性の防災ボランティアのことも記載していただきたいです。防犯では、八尾市でも、高齢者の特殊詐欺の被害の拡大が深刻化しています。八尾市ではいち早く、高齢者の振り込め詐欺防止のための電話機器の貸し出しを行っており、大阪府警からもこの取り組みに大変よい評価を受けているため、電話機器の貸し出しについても記載してはどうかと思います。

<施策 No. 18 消防力の強化>

相川委員

施策 17 とのすみ分けを考えると、「消防力」という施策になるのか疑問です。平成 25 年に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団は消火だけでなく、平時から地域防災力のために、様々なところで指導を行って、地区防災計画を作ったり、啓発などを行っています。それに対して、この書きぶりは、平時のことが薄いです。八尾市は、実際に、学生消防隊や女性の消防団等、非常に特徴のある取り組みをされており、このようなことまで広げた内容にするには、「消防力」ではなく、「地域防災力」、

以前の「消防体制」などのほうがよいと思います。施策 17 には施策の膨らみがあることに比べて、施策 18 の内容は、バランスが悪いです。防災では、平時から消防団が中核となることが打ち出されているため、もっと膨らみをもたせたほうがよいです。

貴島委員

救急に関してですが、救急搬送が 9 年連続で新記録を更新しています。この傾向は 14～15 年間続いており、徐々に増えています。特に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、増加していると考えられます。救急搬送のうち、65 歳以上の人が 50% を超えています。軽症者が全国で 50%、大阪府で 60% ですが、八尾市は一時 75% までいきました。ようやく今は 69.4% になっています。これは、適正利用を呼び掛けているからだと思います。救急安心センター事業の #7119 番や、子ども医療電話相談事業の #8000 番なども周知しています。しかしながら、救急搬送はまだまだ増えていくと思われます。八尾市には救急隊が 6 隊ありますが、手薄な恩智や木の本の辺りには救急車が必要です。今も、6 台すべて出動していて予備の車を出すことが年間約 50～60 回あると聞いており、救急車はあと 2 台は必要です。

田中部会長

救急搬送が今後増加するため、対応を整備すべきというご意見でした、相川委員のご意見は、「消防力」ではなく、「地域防災力」や「消防体制の強化」などに変えられないかということでした。八尾市も学生消防団をやっています。「若い世代や女性の訓練参加の促進等により」として記載されていると思いますが、特徴ある取り組みについては、より進めていくような記載にできないかというご意見だと思います。

中浜委員

「めざす暮らしの姿」は、この 1 つだけでなく、市民と連携して共に行動を起こすという市民参加のことも記載していただきたいと思います。また、予防に関する記載がなく、この文章では、「予防に心がけなければならない」と思うような市民への啓発が感じられません。啓発に関する一文を入れていただきたいです。市民と共に連携して、火災予防に力を入れるという部分を、もっと盛り込んでいただきたいと思います。

田中部会長

「市民と共に」の部分をもっとクローズアップすべきということです。

これで一通りご意見をいただきました。全体を通して、岡橋委員、中田委員、植島委員、轉馬委員からもご意見があればお願いします。

岡橋委員

皆様のご意見を聞いて、いろいろと勉強させていただきました。施策 21 の「地域医療体制の充実」ですが、市立病院で、最近、救急搬送しても紹介状がないので帰ってきたという事例を聞きました。激しい嘔吐とめまいなどの非常に激しい症状があったので救急隊が市立病院に搬送したのですが、紹介状がないということで、断られたそうです。これは連携に関わることです。症状を発している患者は振り回されたということで、苦情を言っていました。「連携」ということで地域包括ケアシステムに含まれることだと思いますが、職員教育や OJT で、「利用者の立場に立つ」という考え方の教育が必要です。

施策 19 の「疾病予防と健康づくりの推進」に関してですが、私は看護師とケアマネジャーを務めているので、現場で市民の声や苦情を聞いています。先日、「特定健診を受けてください」と言われたという利用者の話を聞きました。利用者は「黄斑変性で、肝臓や消化器も悪いので、ずっと病院にかかっている、様々な検査をしている」と言っているにも関わらず、生活保護の担当部署の人から「お願いだから健診を受けてください」と言われたということです。これは無駄なことだと思いますが、分かる人がおられたら教えていただきたいと思っています。

田中部会長

ただ今の特定健診の件については、今の時点では事務局は回答しにくいと思われますので、別途個別に回答をお願いします。

中田委員

2 点あります。1 点目は、施策 17 の「防災・防犯・緊急事態対応力の向上」についてです。「めざす暮らしの姿」の最初の「災害に備えた訓練等の実施により」の部分で、現在大阪府は「大阪 880 万人訓練」を開催しており、職場でも実施しているところが多いと思います。東日本大震災の際に石巻赤十字病院が拠点となって活動したことが本になっており、八尾市の図書館にも置いてあります。今後、震災が起こった場合、八尾市は全地域が浸水するかどうか予測が付きませんが、八尾市では、八尾市立病院が災害拠点病院として中心になるのですか。

事務局（保健企画課）

柏原市、東大阪市、八尾市が中河内医療圏ですが、災害拠点病院は大阪府立中河内救命救急センターになります。市内で災害医療センターとして中心的な役割を担うのは、八尾市立病院です。

中田委員

2 点目ですが、災害訓練は日中に行っているケースが多いです。病院も老人ホームも、日中は看護師やスタッフが多いです。もし震災が夜間に起こった場合、夜勤のスタッフし

かいません。災害時に出勤する交通手段がなかったり、自宅が被災して出勤できないことを想定すると、理想論になりますが、潜在的な人材、つまり働いていない看護師や介護福祉士、もしくはボランティアなどを地元で活用するシステムがあればよいと思います。

最後に施策 21 の「地域医療体制の充実」ですが、貴島委員からもご意見がありました、確かに、陣痛がきた妊産婦が、家族もおらず 1 人でいるときに救急車を呼んだり、子どもの高熱や、近隣の人に助けを求めれば済むことでも気が動転して救急車を呼ぶなどのケースを聞いたことがあります。小さい子どもをもつ母親が、子どもをどこの課で受診させればよいか分からず、まずは耳鼻科に行くと小児科に行くと言われるケースもあります。

「休日・夜間等の救急医療」は、市立病院が週 2 日程度で、他は東大阪市で行うなど、近隣でうまく担えていませんが、この状況は 20 年前から変わっていません。夜間や休日に救急医療を利用しなくて済むように早目に対応する相談機関があればよいと思います。相談ホットラインがあるのですが、知らない人や、相談ホットラインでうまくやり取りができない人も多いです。救急でも電話すると、どこの病院が開いているかを教えてくれますが、情報提供がうまく活用できていないこともあるようです。相談ホットラインなどの接点をもっと構築して、情報発信を強化していくのがよいと思います。

植島委員

個別の意見ではありませんが、委員の方々からもあったように、全体的な話として、「めざす暮らしの姿」と「基本方針」で主語が分からないものがあります。また、市民に分かりやすい表現にするよう、点検が必要だと思います。

轉馬委員

施策 17 の「防災・防犯・緊急事態対応力の向上」ですが、近年の大災害で多くの方が亡くなっていることを考えると、災害時には、まず「逃げる」ことが大事だと思います。そう考えると、「めざす暮らしの姿」は、「市民がいち早く逃げる」ということが必要だと思います。

田中部会長

本部会で審議対象になっている施策についての皆様からのご意見を伺いました。

残りの時間で、今まで議論してきた施策内容を踏まえて、資料 2 の 20 ページにある「施策の体系」について、「関連するまちづくりの目標」に関して見直しが必要なものはなか、ご意見をいただきたいと思います。先月追加で配布された資料 7 によると、「まちづくりの目標」は、「目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち」、「目標 2 もしもの時への備えがあるまち」、「目標 3 活気にあふれ、誰もが誇りを持ち活躍できるまち」、「目標 4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」、「目標 5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち」、「目標 6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち」です。これについて、

ご意見をお願いします。

相川委員

「目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち」の文言は日本語としてどうかと思います。

農野委員

「目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち」は、持続可能なことも含めて、八尾市が全体で、成長、発展していくという意図だと思います。成長していくことを「育ち」と言い換えたのだと思います。

田中部会長

資料 2 の 20 ページで分かりにくいものについては、資料 7 に、目標に対する取り組みも含めて具体的に記載されているので、確認いただければと思います。

農野委員

目標 1 は、「八尾市が未来に育っていく姿を、市民の誰もが実感できるまち」というイメージをもっています。

田中部会長

認識に違いがあるようですので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局

「目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち」ですが、この文章の主語は「市民」です。市民というのは、個人、団体、企業等も含めた市民です。子どもが八尾のまちですこやかに育って、社会で活躍して、周囲の環境や社会とも触れ合いながら育っていく環境を作っていきたいという意図です。大人が関わることで子どもや若者から学ぶこともあるため、大人自身の成長につながることも含めて、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」を打ち出しています。

田中部会長

資料 2 の 20 ページで関係性を見直すべきものがありましたら、後ほどでもご意見をお願いします。今回の第 6 次総合計画（行政素案）のフレームでよいでしょうか。

（異議なし）

15 ページからの「V. まちづくりの実践」ですが、先月も話があったように、17～18 ペ

ージの「2. 共創と共生の地域づくりの実践」については、次回に議論の時間をとっています。それ以外について、基本計画についてご意見があればお願いします。再度、施策についてのご意見でも構いません。

貴島委員

前回言いそびれた点としまして、施策 19 に関してですが、八尾市の健康寿命、平均寿命のデータはありますか。あるなら、それを目標に掲げてはどうかと思います。

事務局（健康推進課）

現在、八尾市の健康増進計画の次期計画を策定中です。国は、毎年度ではありませんが、定期的に国民生活基礎調査をベースにして、健康寿命、平均寿命の差を出しています。その算出方法は3つあります。1つは、本人へのアンケート調査で質問形式で、「自立していない」と感じる期間を主観的に聞くもの、もう1つは、要介護3～5の方々について、生活上自立していない期間を聞くもの、最後は、客観的な要介護状態などのものです。国が発表しているのは、主観的なアンケート調査による平均寿命と、自立していないと感じる期間との差で、男性は8～9歳、女性は10歳くらいです。

国民生活基礎調査は国が大々的に実施していますが、正確な数値は都道府県レベルまでしか反映できていないことを確認しています。市町村で客観的に見るデータとして、現在の健康増進計画で要介護3～5の方々を「自立していない期間」として報告しています。今年度もアンケート調査と介護データから数値を抽出するため、その数値は八尾市の状況として提示できます。

貴島委員

八尾市独自の方法による健康寿命を見てみたいと思います。

事務局（健康推進課）

計画策定中なので、その過程で5年前との比較を出すため、令和3年度になりますが、情報提供します。

中浜委員

前後しますが、施策の「めざす暮らしの姿」と目標の一覧ですが、「11 消費者保護と自立支援の推進」は「目標2 もしもの時への備えがあるまち」と関連付けていますが、家庭も消費者教育の場と考えると、「目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」も、「地球環境を意識し、自らの生活環境を守っていこうとする」という、省エネ、空気、グリーンのことも、消費者教育にあたるため、この部分で記載があってもよいと思います。

「目標6 みんなの力でとにつくる持続可能なまち」は、SDGsでは、作る責任、

使う責任として、目標 12 が当てはまると思います。「11 消費者保護と自立支援の推進」が、関連する目標が1つだけというのは、検討が必要だと思います。

相川委員

施策 17 の「防災・防犯・緊急事態対応力の向上」ですが、施策 23 「つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり」の「基本方針」の3番目に「避難行動要支援者名簿などを活用し、平常時からコミュニティの増進を図り、地域における見守りの仕組みづくりを進めます」がありますが、これを受ける表現が、施策 17 にも必要です。施策 17 の「基本方針」の「①」では、「発災時には」という記載はあるのですが、普段のまちづくりに関しては記載がありません。普段から防災をキーワードにして、地域コミュニティ全体の力を高めるという表現にすべきだと思います。

ご意見提出シートの6ページ目に、マイノリティに対する配慮と外国人の話が出ていますが、非常に大事な指摘です。避難所だけでなく、在宅避難者のことも示されています。どこかに災害時や非常時であっても、人権が保たれることを入れるべきだと思います。全国的に、地域防災計画では、障がい者のほうに入れべきかもしれませんが、障がいをもつ人の個別計画を立てることも出ていますので、それも入れておくのがよいと思います。

施策 17 が非常時のプロフェッショナルなものになっているため、平常時からの地域活動や、福祉、人権などについても記載したほうが、防災、防犯に幅が出てくると思います。

田中部会長

施策 17 について、追加で3点のご意見がありましたので、ご確認ください。

谷岡委員

素案の45ページの、施策 25 の「障がいのある人への支援の充実」の、「現状と課題」の最後に「障がい及び障がいのある人に対する理解」とありますが、「障がい」が2回出てくるのは必要なかどうかと思いました。

田中部会長

「障がい」そのものに対する理解と、「障がいのある人」に対する理解ということだと思います。分かりやすく文言を見直してください。

前回と今回で皆様から一通りご意見をいただきました。本日議論しました基本計画の内容を踏まえ、次回は基本構想の議論に戻ります。八尾市の将来について、といった市としての理想の姿やめざすべき目標について、さらに議論を深めていきたいと思います。

本日の議事はこれで終了します。

3. その他

(1) 今後の予定

事務局

2点あります。まず1点目が、次回の予定でございます。

資料1の裏面にも記載がございますが、次回の第1部会についてですが、委員各位におかれましては年明けの非常にご多忙のところとは存じますが、令和2年1月14日(火)午後6時30分より八尾市役所8階委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目が第2回全体会の予定でございます。資料1の表面、「2. 各会議の役割」の(3)にて、3月末～4月上旬の開催とお示ししておりました第2回全体会についてでございますが、日程が決まりましたので、お知らせいたします。令和2年3月25日(水)午後6時30分より開催させていただきます。会場については、後日開催案内にてお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉会

田中部会長

これをもちまして、「第2回八尾市総合計画審議会 第1部会」を終了します。

以上